

令和3年9月9日

令和3年第3回和束町議会定例会

(第2号)

和 東 町 議 会

令和 3 年 第 3 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招集年月日 令和 3 年 9 月 9 日 (木)
招集の場所 和 東 町 議 会 議 場
開閉議日時 開議 午前 9 時 3 0 分
閉議 午前 1 1 時 1 7 分

出席議員 (1 0 名)

1 番	岡	田	勇	2 番	高	山	豊	彦		
3 番	藤	井	清	隆	4 番	村	山	一	彦	
5 番	吉	田	哲	也	6 番	井	上	武	津	男
7 番	岡	本	正	意	8 番	畑	武	志		
9 番	小	西	啓	1 0 番	岡	田	泰	正		

欠席議員 (0 名)

な し

職務のため議場に参加した者の氏名

事 務 局 長 島 川 昌 代
書 記 西 田 絵 美

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	宮木大
地域力推進課長	草水清美
人権啓発課長	中尾政弘
税住民課長	吉田敏江
福祉課長	北広光
診療所事務長	細井隆則
総合施設整備課長	竹谷秀俊
農村振興課長	竹谷徹也
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	5番 吉田哲也 6番 井上武津男

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 認定第 1号 令和2年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和2年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 3号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 4号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について
認定第 5号 令和2年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 6号 令和2年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
認定第 7号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第 4 議案第35号 和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の
変更について
- 日程第 5 議案第36号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 3 年和束町議会第 3 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、5 番、吉田哲也議員、6 番、井上武津男議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第 2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み 1 時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

それでは、岡本正意議員。

○7 番（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。

日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第 1 に、生活と営業を壊す水道料金値上げ中止をについて質問いたします。

1 点目に、コロナ禍での大幅値上げによる住民生活や営業、地域経済、今後のまちづくりへの影響をどう検討され、想定されているのでしょうか。値上げによる、よい影響はあるのですか。

2 点目に、前回議会以降、住民への説明、情報提供、意見聴取はどう行われたんですか。

3 点目に、太いパイプをお持ちの京都府や国に財政支援を求められたのですか。

4点目に、人口減少が値上げの理由であるならば、減少が続く限り値上げを繰り返すことになるのではないですか。それは「豊富低廉な水の供給を図り、生活環境の改善に寄与する」との水道法の責務にも反するとの認識はありませんか。

5点目に、公営企業会計への移行に法的根拠や義務はあるのですか。

6点目に、一般会計からの法定外繰入れは町の判断で可能ではないのですか。

7点目に、災害同様のコロナ禍での値上げ強行は、住民の命と生活を守る自治体の責任放棄ではありませんか。値上げを中止し、再検討を強く求めるものです。

以上、7点について、明確に答弁願います。

第2に、新型コロナ「第5波」から命を守るについて質問します。

政府の無為無策に加え、東京オリパラ大会の開催強行による、まさに人災である今回のデルタ株の感染拡大は、「原則・自宅療養」というあり得ない方針と相まって、国民の命を危険にさらす事態を広げております。さらに、これまで感染しにくいとされてきた子どもの感染が増え、危機感と不安が広がっています。住民の命と健康を何としても守り抜くために、今回2点に絞って質問いたします。

1点目は、検査体制の抜本的な強化で、二つ要望いたします。

一つは、保育所、児童クラブ、学校、子ども館など子どもと関わる機関をはじめ、医療機関、介護関係者、観光関係者等での定期的なPCR検査の実施、抗原検査キットの常備を求めます。

二つは、診療所での検査実施体制を整備し、地域で検査ができる環境整備を求めます。

2点目は、地域での診療体制の早期整備です。業務が逼迫する保健所任せでは対応が遅れ、命の危険が増す実態を踏まえ、とりわけ感染初期への対応ができる地域の診療体制の早期整備を求めます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思
います。

1. 生活と営業を壊す水道料金値上げの中止を、（1）でございますが、コロナ禍
での大幅値上げによる住民生活や営業、地域経済、今後のまちづくりへの影響をどう
検討し、想定しているのか。値上げによる好影響はあるのかについて答弁させていた
だきます。

今般の新型コロナウイルス感染症については未曾有の出来事でもあり、感染対策、
予防については、職員が一丸となって、連日昼夜を問わず、対応に奮闘しているところ
で、一日も早い終息を願うばかりであります。

さて、今回の条例改正により、住民の皆様には応分のご負担をおかけすることは承
知いたしております。しかしながら、企業会計をマネジメントする側の立場から申し
ますと、不安定要素の多い経営を行うことは結果的には住民に不安を与えてしまうこ
とになりかねず、近未来をマネジメントシミュレーションをし、今回ご提案をする案
を絞り出し、ご提案させていただくものであります。「豊富低廉な水の供給を図り、
生活環境の改善に寄与する」との水道法の責務の見地からも、最低限の負担で安心安
全な水道水を供給できるように、さらに努力してまいりたいと考えていますので、ご
理解賜りたいと存じます。

改定による好影響はという点につきましては、安心安全な水道水を住民の皆様に従
来どおり供給できるということの安心感だと考えます。住民と行政は信頼関係により
成り立っているものであり、条例改定につきましてもご理解を賜れるものと信じてお
ります。

続きまして、（2）前回議会以降、住民への説明、情報提供、意見聴取はどう行っ
たのかというご質問であります。条例改正につきましては、平成28年度末に策定

いたしました和東町簡易水道経営戦略策定後に、旧7水源から選出された和東町水道委員会委員さんを中心にご議論を重ねてきていただきました。ご承知のとおり、住民を代表する委員さんからは多様なご意見を頂戴し、委員自ら住民のご意見や要望なども聴取いただき、委員会で出されたご意見を担当課が集約し、今回の改正案でまとまったということであります。

特に、今回の改定案の基本料金の基礎となる立米数を10立米から5立米に改定させていただいた点などであります。これは和東町における水道使用料の実態を加味した点であります。また、5年という歳月をかけ検討いただきましたのは、多くのご意見、社会情勢でできる得る限り、現行料金での維持管理の継続などもマネジメントした経過もあります。平成30年度、令和元年度、令和2年度決算監査意見書におきましても、経営改善に向けた早期の料金改正が望ましいというご意見などもいただき、熟慮に熟慮を尽くしご提案をさせていただくものであり、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、(3)ですが、京都府か国に財政支援を求めたのかについてというご質問がありますが、一昨年までは全国簡易水道協議会京都府支部長に就任させていただいておりました。現在は全国簡易水道協議会京都府支部幹事といたしまして、厚労省・国、京都府に要望させていただいております。特に、これまで簡易水道は過疎地域にあって非常に大事な施設として維持していかなければなりません。そういう意味におきましても、こうした立場から財政支援だけでなく維持をしていくためにも、広域化行政によるスケールメリットなど、そうしたものも含めて強く要望させていただきました。

これにつきましては、これからもこうした現職を通じて、厚労省、総務省幹部、地元選出国會議員の方々に直接お会いして、要望活動をする機会をいただいておりますので、この立場を強く利用させていただきまして、これからも要望活動をしていきたいと、このように考えております。

最後に、(7)災害同様のコロナ禍での値上げ強行は自治体の責任放棄ではないか。

値上げを中止し再検討をという質問であります、災害同様のコロナ禍での条例改定は、自治体の責任放棄との質問がございますが、先ほど申しましたとおり、住民と行政の信頼関係の中で、いかに安定した水道水を供給することが行政を預かる者の使命と日々業務に取り組んでいるところであります。条例改定につきましては、今後も各種広報手段を駆使し、さらなる理解を求め、後世に負担を残すことのなきよう、事務事業を進める努力ができるようご理解、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

次に、大きな2番でございますが、新型コロナ「第5波」から命を守る、(2)地域での診療体制整備を早急についてお答えをさせていただきます。

8月末現在の国分科会モニタリング指標の京都府における状況を見ますと、医療提供体制等の負荷を示す病床の逼迫具合や診療者数はいずれもステージ4の基準を超えておりまして、危機的な状況が続いています。特に確保病床の使用率82.5%、入院率5.8%という数値は、入院が必要であっても入院できないということが言え、最初に軽症と判断され、自宅で過ごしているうちに重症化しても、入院して適切な治療が受けられないということにつながり、悪循環を生んでいます。感染初期の軽症の段階、あるいは無症状の段階でかかりつけ医など、通い慣れた地域の医療機関で適切な治療ができれば、重症者をつくり出さず、病床の逼迫も解消される。ひいては、業務が逼迫している保健所の負荷軽減につながるということをご指摘のとおりだと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、エボラ出血熱やペストなどのI類感染症、結核やジフテリアなどのII類感染症と同様の位置づけとなっており、保健所を通じた都道府県の関与の下、対策が決められることになっており、市町村や医療機関の判断で保健所を経ずに治療に入ることはできないものと考えております。せめてインフルエンザなどのV類感染症相当となるような法改正が待たれるところであり、それと併せて、受

皿となる各医療機関での治療体制が必要であります。

インフルエンザに対するタミフルのような特効薬の開発・承認が急がれるところ
ありますので、国や府に対しても強く訴えていきたいと、このように考えております。

以上、岡本議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

なお、他の質問につきましては、それぞれ担当課長から答弁させていただきます
ので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、岡本議員からいただきました（４）、（５）、（６）
の質問について答弁させていただきます。

最初に、（４）人口減少が値上げの理由なら、減少が続く限り値上げを繰り返す返
すことになるのではないかと。それは「豊富低廉な水の供給を図り、生活環境の改善に
寄与する」との水道法の責務にも反すると認識はないのかというご質問でございます。

今回の条例改正の要因の一因ではありますが、人口減少自体が大きな要因ではない
と考えています。

確かに、昭和51年の水道料金の統一時点の人口を見ますと、和東町の住基人口6,
436人に対し令和3年度の住基人口が3,755人と、42%近い人口減少が見ら
れますが、前回の条例改正の平成19年度の住基人口5,098人から見ますと2
6%の人口減になります。人口減少が最大の条例改正の要因とは言えないと判断して
います。しかしながら、有収水量については、平成19年度が世帯数1,721世帯
48万1,156立米に対し、令和2年度の世帯数が1,709世帯40万3,602
立米に減少しています。

ここで言えることは、技術革新による節水型器具の普及などが挙げられると考えて

います。例えば、水洗化が進み、トイレなどで水を使う要素は増えたものの、その水の使用量が少なく済むといった好条件が整ってきたということだと分析しています。

岡本議員が言われる水道法第1条において、この法律の目的として、水道の布設及び管理を適切かつ合理的にならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄によって豊富低廉な水の供給を図り、生活環境の改善に寄与することを目的とすると規定されています。これに基づいて、安心安全な水の供給を確保するために統合簡易水道事業等の基盤強化事業を行ってきました。

今回、統合簡易水道事業等が大きな要因となり条例改正が必要になりましたが、施設整備などにより豊富な水の供給、生活の環境の改善に寄与するという点では、施設を整備したことの大きな効果となり、十分得られているものであります。水道法に基づいて経営を進めておりますので、この点についてはご理解をお願いいたします。

次に、(5) 公営企業会計への移行に法的根拠や義務はあるのかについては、その目的として、経営状況、損益状況、ストック情報等の的確な掌握等により、経営の効率化、経営の改革の推進、より適切な説明責任、試算の正確な把握などを元に経営改善を進めるもので、よって、経営の改善点なども、今後、今以上に明確にされますので、総務省の示すロードマップにのっとり移行することは責務と考えています。

また、現在、基準内繰入れである高料金対策経費についても法適応化することが繰入れ基準の要件となっているなど、財源確保の点からも、公営企業への移行は必須と考えています。

最後に、(6) 一般会計からの法定外繰入れは町の判断で可能ではないのかについてですが、これもご承知のとおり、地方財政法第6条において、公営企業会計で政令で定めるものについてはその経費は特別会計を設け、これを行い、この経費はその性質上、該当公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当ではない経費及び当該公営企業の性質上、能率的な経営を行っても、その経営に伴う収入のみをもってすることが客観的に困難であると認められる経費を除き、いわゆるこれが法的繰入れの

考え方でございます。当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならぬと規定されています。

これに基づく独立採算制の原則の下、基準外繰入れを行わず経営することは当然と考えています。基準外繰入れを行った場合、一般会計が潤沢であるわけではなく、一般会計で住民が受けるべきサービスを幾ばくでも圧迫するのでは、これは本末転倒の議論になりかねません。今回、条例改正におきましても、潤沢な使用料を求めるものではなく、資本費平準化債等を活用しながら最低限の改定幅となるよう慎重に検討を進めてまいりましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、岡本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私から、岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きい2番、新型コロナ「第5波」から命を守るの（1）検査体制の抜本的な強化をの①保育園、児童クラブ、学校、こども館など子供と関わる機関をはじめ、医療機関、介護関係者、観光関係者等での定期的なPCR検査の実施、抗原検査キットの常備をについてですが、厚生労働省から保育園や児童クラブに抗原簡易キットの配付希望の問合せがありまして、今、申請をさせていただいております。現物につきましては9月中に配付予定と聞いておるところでございますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上、私から岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田泰正君）

診療所事務長、答弁。

○診療所事務長（細井隆則君）

おはようございます。

岡本議員の一般質問にお答えいたします。

私からは、2の(2)の②診療所での検査体制を整備し、地域で検査ができる環境整備をについてお答えいたします。

診療所では、現在、新型コロナウイルス感染症が疑われる方が来られた場合、山城総合医療センターなどの発熱外来を紹介し、そちらで抗原検査、あるいはPCR検査を実施していただいているところでございます。もちろん機械的に紹介するというのではなく、迅速な検査の実施、他の患者さんとの完全な分離等を観点に作成したマニュアルに基づき、チェックシートを用いて主に看護師が詳細な問診を行いまして、その結果によって医師が発熱外来の紹介、または診療所での治療継続などを判断します。

このような対応をしている理由の一つとして、検体の分析を外注検査機関に出しておるため、結果が分かるまで時間がかかるということ、早くて翌日になってしまうということが挙げられます。

主として紹介しております山城総合医療センターは検査機器を整備されておりますので、抗原検査のうち抗原定量検査につきましては数十分、PCR検査は数時間で結果が出ます。検査を受けたら少しでも早く結果を知りたいというのが患者さんの思い、ニーズであるかと思いますので、現状では発熱外来を紹介させていただくのがベターではないかと考えているところです。

また、自前で検査を実施する場合、ウイルスからの防御体制が必要となってきます。防護服などの消耗品の購入については問題ないと思われませんが、検体を採取する空間として、ハード面の整備、診療所の建物とは別の建物が必要になってまいります。検体にはウイルスが含まれているかもしれないということを当然想定しないといけませんので、その空気に外に出さないという構造を備えた陰圧室が必要となってきます。こうした施設の整備、検査機器の導入、また、それに伴う技師や看護師などのスタッ

フの確保などによって診療所での検査実施が可能になると思われます。

ただ、陽性となった場合、その後の治療等についてはやはり保健所の総合的な指導の下、行われますので、入院施設のない国保診療所におきましてはここまでとなる可能性が高いと思われます。

また、そこまでしなくても何らかの形で検査を希望される方が身近の医療機関として診療所で誰もが安全に検査できる体制づくりにつきましては、何が一番いいのか、何がベストかということ所長以下検討し、最終的には所長の判断ということになりますが、対応を決めることになるかと考えております。

以上、岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、初めに、2番目の質問を先にさせていただきたいと思うんですけども、今、町長のほうから、地域での診療体制の関係については今の状況ではできないという話がありましたけども、それは違うと思うんですね。

保健所の関与というのは全く排除するものではないですけども、初めに言われたように、どれだけ早く医療を関与できるかということが重症化を防ぐ、また感染を防いでいく鍵だということだと思うんですね。そういう点では、地域での診療体制というのは、今、言っているんじゃないくて、実は1年前からも厚生労働省は言っているんですね。それがなかなかできてないというのが実態なわけであって、今、感染拡大が大きく広がる中で、それをちゃんと地域が確立していくということに取り組んでいかないと不十分なことになるというふう思うんですね。ですから、そこはちゃんと検討いただきたいというふう思うんです。

一つ福祉課長に確認しておきたいんですけども、先ほど検査の件でキットについて

は配備されるということですが、文科省のほうは8月27日付の対応のガイドラインというのを出してあります。ここでは、学校において濃厚接触等の候補者リストを作成し、保健福祉部局と事前に保健所との協力体制について相談するというふうになってます。そういった意味で、町の保健部局は福祉課になりますけども、そこと学校との関係で、このガイドラインに沿った対応かできるような相談を既に行っているかどうかをお聞きしたいのと、それから、そのガイドラインでは、濃厚接触者周辺の検査対象となるものの候補として、感染者と同一の学級、または部活動に属する児童生徒というふうに規定しております、感染者が1人でも、感染状況によっては原則として、感染者がいる学級の全ての者を検査対象の候補とするというふうに言っているんですね。ですから、いわゆる学校が判断して保健所の関与を待たずに特定していくと、検査の判断をしていくということを言っているんですね。ですから、今、学校も始まっている中で、早急にそういった体制を可能にできるように、保健所が関与してそれで済むのであればそれはそれでいいんですけども、やはりそれができない場合がありますから、そういったことができる体制が今あるのかどうかですね、その辺いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、岡本議員からありましたご質問ですが、福祉課と教育委員会学校教育課のほうと事前に打合せ、調整のほうをさせていただいているところでございますが、確かに文科省のほうのガイドラインがございまして、今ありましたように、万が一、出た場合の早急な対応につきましては、教育委員会、また府教委のほうと相談させていただいてやっていただくというところで、和東町独自の詳細な取組というのを取り決めているわけではございません。定期的な調整なりを普段やっておりますので、それに

つきましては感染状況等を踏まえた中で、さらに、より綿密な調整をやりながら対応のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

これは今回の第5波に限らずですね、今後もいろんな状況が考えられます。そういう点で、いつでも対応が取れるようにぜひ連携を図っていただいて、そういう体制を組んでいただきたいと思います。

これは要望だけにしておきますけども、この8月に和束町の保育園でも陽性者が確認されたということがありました。しかし、保健所の関与というのは大変限られたものがあります。そういう意味でも、町として、せめて保育所や児童クラブ、また学校等で定期的なPCR検査をできる体制を取ることが必要だというふうに思いますし、また、観光関係も全て今、閉めてるわけじゃないということがある中で、そういったスタッフ等へのPCR検査をしていくということも今後大変必要だと思いますので、そこはぜひ検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、水道問題のことで聞きたいと思います。

先ほど課長の答弁の中で意図的に外したところがあったと思うんですね。一つは、人口減少云々の話のときに、豊富低廉な水の供給を図りに反するのではないかとこのときに、いわゆる豊富という部分と生活環境の改善に寄与するという点ではやっていると言われましたけども、低廉という部分は意図的に外されたと思うんですね。やっぱりそれは低廉じゃないからだと思うんですよ。その辺、率直に認めていただきたいというふうに思います。

それから、人口減少が値上げの大きな理由ではないと言われましたよね。6月議会で町長に私、聞きましたけど、一番に挙げられたのは人口減少ですよ。それが一番の原因だと言われましたよ。3か月経って、そうではないと課長が否定されると。これ

は本当に計画そのものが一体何を基準に根拠として考えているのかということになりますよ。この辺、どういうふうに意志統一されているのかよく知りませんが、大変無責任な答弁をされているというふうに思うんですね。

それで、今回の値上げについては、コロナ禍の下でなぜこういう大幅な値上げを今やるのかと、これはやっぱり住民の声だと思うんですね。一定理解をいただいている方であったとしても、今やることはないだろうというのが多くの声だというふうに思うんですね。そういう意味で、町長の今の現状認識というものについてちゃんとただしておきたいというふうに思うんですけども、町長、昨日の答弁で、去年はコロナ禍だったから値上げを見送りましたと言われましたよね。今年もコロナ禍じゃないんですか。先ほど冒頭言われたように、むしろ昨年よりもはるかに厳しい状況になっていると。命もどうなのかという事態になっているというふうに思うんですね。でも、町長は、今年ももうコロナ禍ではないんだと。昨年より感染状況も暮らしも経済もましになったから、去年は駄目だったけど、今年も大幅値上げしてもいいんだと、そういう認識なんですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この辺の値上げに当たっては、先ほどのように熟慮に熟慮を重ねたと、こういう経過、そして住民の皆さんともご審議をいただきました。そして、値上げの時期というのは、先ほどの課長の話ですけども、和東町は人口減少も一因ですけども、安全で安心していただける水道施設の整備・統合、ここにも力を入れてきました。そういうところの工事が終わった時期に過去2回改定をしてきました。その次の3回目というのは、木屋を含めて統合いたしました。そういうことからしていくと、昨年に値上げする時期に入っておりました。だから、その時期をコロナ禍にあったということで逃し

ました。今年もコロナ禍ですから、引き続いて、今年の値上げということはなかなか難しい。だから、新年度から値上げを目指していくためにご審議をいただいて、その準備に当たっておると、こういうことであります。

そしたら4月からコロナ禍ではないのかと。私たちはそれを願っていき、一日も早く終息することを願っているわけでありまして、そして、そういう中での今までの熟慮に熟慮を重ねて、ここを超えてしまうとぎりぎりいっぱいのところへ来た。そのぎりぎりいっばいのところをやむを得ずご理解を賜りたいと、こういう観点で今回提案させていただいておると、こういうことですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私は町の都合を聞いているんじゃないんですね。先ほど言いましたよね、こういう状況の中で、住民生活や営業、地域経済、まちづくりの影響をどう検討しているのかって聞いたんです。一つも答えておられないですよ。自分たちの都合ばかり言われてね、ぎりぎりだと。今、住民の生活はぎりぎりだと思いますよ。そういう住民の状況というのは一切配慮しないのかということなんですよ。

今年コロナ禍だから、来年度だろうと。じゃ、言われたように、来年度、コロナ禍はぱたっと止まっているのかという見通しもないと。そういう中で、今これを決めるときなんかということなんですよ。

もう一度聞きますけど、今年にはコロナ禍だけの問題ではなくて、この4月に介護保険料の大幅値上げをされましたよね。府内で一番高い保険料を高齢者の方に強いられました。それと、これまでにない深刻な被害だというふうに町のほうも認められた、いわゆる凍霜害による基幹産業のお茶の危機というものもあります。感染状況についても本町では昨年はゼロでしたけども、今年は4月以降でも15人、いわゆる京都市

内の分も含めると16人の感染がありまして、まさに先ほど言われたように、災害レベルの医療崩壊ですね。命の危険さえ迫っていると、こういう状況だと思うんですね。これが来年度もどうなるか分からない状況だと。

もう一度聞きますけど、こういう中で、私は昨年以上に感染状況も暮らしも、生業もはるかに厳しい事態だと認識しております。昨年のレベルで値上げできる状態ではないということであれば、来年もぱたっとよくなるわけじゃないですから、今年もとても値上げできる状態ではないということは明らかじゃないですか。にもかかわらず、これだけの大幅な値上げを提案されると、そういう判断をされた根拠ですね、要素ですね、あなたたちの都合を聞いているんじゃないんですよ。借金を返さあかんとか、住民の暮らしと生業の状況から考えて値上げできますというふうな判断ができる根拠は何ですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

これは岡本議員にお返しすることになると思いますが、和東町の行政、まちづくりをしていくときに、一部分と和東町全体を見ていく分と両面をしていかないとまちづくりはいきません。いわゆる足元を見るところと遠くを見るところ、これを融和させながら同じように考えていきながらやっていかなきゃなりません。

私たちのまちづくりを進めていくためには、介護保険もうまく維持していかなきゃならん、水道も維持していかなきゃならない、いろんな制度全てを維持していかなきゃならない、これを一つ一つ見定めていかなきゃなりません。併せて、岡本議員が言われますように、和東町の安心安全な施策を取っていかなきゃなりません。

水道を上げたからといって、その年度が安心安全の施策を取ってないのかと、これはいろんな角度から施策は取ってきました。凍霜害に対しての問題、そしてこれから

もコロナに対しての対策の問題、これは取っております。だから、それを取ってるからと個々のところに目を向けない、そういうことは将来の和東町のまちづくりを見据えたときに非常に不安定になります。

しかしながら、ここにおいては大きく住民に影響があると、こういうところでありますので、先ほど何年間かかって審議会も和解し、意見を聞き、そして住民の代表であります水道委員さんの意見を非常に聞かせていただきました。今回の話というのは、いわゆる基礎的な基本料というのは、和東町の水道に加入していただいている人全部にお願いするのが基本料であります。そして、一定の量を超えたところについては、従来170円もらっておったんですが、ちょっと30円だけプラスさせていただきますと、こういうことでお願いする施策であります。こういうことをこの中でしないと、先ほどのように、水道というのは安心安全な水を供給するのも大事ですけども、それまで整備してきた施設整備に投下してきた大きな起債が今年度で1億円を超えました。そして、一番ピークの令和6年度になれば1億5,000万円に達しようとしております。そういう中の維持もひとつ考えていかなきゃならない。

そういうことと併せて、それでは一般財源から全部入れたら済むのか、そうは済まない。この会計独立の原則、そして簡易水道維持そのものは国も重要性を考えていますから、高料金対策費という制度もあります。それらも十分含めてやっていけるように考えていく最大限の努力をする。そして、この年度が4月というのがぎりぎりだと、こういう判断をさせていただきました。

これは私の個人的な主観ではありません。まちづくりをしていく上においてどうなんかな、将来を見据えてどうなんかな、ここで熟慮に熟慮を重ねてきたと、この点をご理解いただきたいと、こういうことでもありますので、よろしくお願いたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

いろいろ言われましたけども、一つも答えてないですよ。結局、自分の都合しか言っていないじゃないですか。

私が言ったのは、こういう厳しい状況にある住民の暮らしや生業というのがあるでしょうと言ったんですよ。これだけの大幅な値上げを押しつけたときにどういう影響が考えられるかということはどう考えたんか聞いているんですよ。来年から上げてもいいという判断は一体どこから来ているのかと聞いているんですよ、暮らしから考えてですよ。

今ちょっと言われましたよね、ちょっと30円だけ上げさせてもらおうと。それがあなたの認識ですよ。このちょっと30円というのがどれだけ重い負担になるかということが分からないということでしょう。

今、一つ一つだけ言ってるんじゃないで、まちづくり全体を考えているんだと言われたけど、住民の暮らしがあつての町ですよ。それがどういう影響を受けるのかとか、営業はどういう影響を受けるのかとか一つも考えてないじゃないですか。結局、自分たちの都合だけ今、押しつけてるわけでしょう。今のちょっと30円だけというのが全てを表していると思うんですね。傷みを全然感じてない。

今ちょっと言われましたんで聞きますけど、ライフラインでの大幅値上げは定住意欲というものを減退させると思うんですよ、住みにくくなりますから。人口減少に拍車をかける要因になると。

先ほど課長は、人口減少は主な原因じゃないなんて言われたからどうでもいいんかもしれないですけども、人口減少は一つの理由として挙げながらですよ、自ら人口を減らす原因をつくるというのは大きな矛盾じゃないですか。それで人口が減っていったら、また給水量も減っていくと。また値上げになっていくと、そういう悪循環だと思われませんか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど根拠がないと言われますけども、和東町の生業、住民生活を守るというのが根拠です。それともう一つ、今、質問がありましたように、人口減少そのものも確かに一因ではありますが、今まで値上げをしてきた経過を見てください。いわゆる施設整備、統合を図ったときにやってきました。過去2回あります。そして、7水源を統合したときとか、水源を一元にしたときには一律1,000円、立米当たり100円というのは統一しました。その後の改正というのは2回ありました。それは統合整備を完了したときにやってきました。人口減少も一因ですけども、投資してきた内容というのは非常に多いと。それはやっぱり住民の将来において安心安全な水を引き、住民の生命を守っていくという観点から統合していき、住民の強い要望であった統合ときれいな水を供給する、安心していただく、ここに注いできました。これはようやく令和2年度で木屋区まで全部一元化いたしました。ここへ来てようやく完成しました、統合という観点で。

しかし、昨日も質問も出てたように、まだ管路の整備が残っております。この辺のところを含めて完成だと思いますが、一応、令和2年度というのが完成。だから、従来、人口減少も一因ですけども、そういう住民に安心な施設を造ってきました。だから、その施設に投資するのは、この施設に加入している皆さんが平等に負担をいただきましょと、こういう考え方できているものであります。そういう意味において、人口減少も一因でありますけども、和東町が今までやってきたのは、重ねて申し上げますが、施設整備の完了の時期を見てやってまいりました。そういうことでご理解よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

私の質問に答えてもらえませんかね。時間をもったいないですわ。全然答えてないじゃないですか。菅総理の答弁みたいですよ。安心安全と言えど何でも通るかという、具体的な中身は何もなしみたいな、そういう答弁だと思いますけども。それでですね、いろいろなことを考えていただいているみたいですからお聞きしますが、先日来、いわゆる徴収努力をしてきたと言われましたよね。しかし、大幅値上げすれば、これまで払っていた人が払えなくなる、また滞納を残している人はますます払えなくなる、これは誰が考えても分かることですよ。下手したら今までの倍ぐらいの金額ですからね。過年度分の解決というのはまだできてないと言われてましたよね。それはますます遠のくと思うんですよ。そこにまた徴収強化をしてまた払ってもらおうと、自分で上げといてね。ますますそれを無理して払っていくという生活破壊が進むというのが普通考えられることですよ。当然そういうことも想定して手だてを考えておられると思うんですよ。

課長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの岡本議員の質問でございますが、確かに、上げ幅につきましては低いところから高いところまでの部分があります。基本的なことを先に答弁させていただきますけども、基本料金の考え方としては、要は、固定費と需要家費がございます。ここで町長が申します資本費、要は施設の整備費を応分に負担していただきたいというのが今回の値上げの趣旨です。

確かに、今、言われるように、料金が上がると、一つ考えられるのは、今、空き家等で空いているにもかかわらず料金を払っておられる方は、この方は確かに閉栓されるというような可能性がございます。これについての現象も出ると思います。

また、併せて、料金が上がることによって若干支払いを延滞される方もおると、こ

れも考えられます。これについては職員が今までと同様、徴収努力と徴収の理解を求めて徴収できるような体制をつくりたいということで考えております。

今までためられていたという話もございますが、この方々にも昨日の質問にもありましたが、できる限り、その方の生活に寄り添った形でやっておりますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

大幅な値上げを押しつけておいて寄り添って徴収しますと。結局、これ自身も全然答えてないんですよ。今までどおりやりますというだけの話でね、ただ単に上げるというだけの話で、その辺の想定というのはちゃんとしてないということだと思っております。大変無責任だと思っております。

町長、6月議会のときは人口減少一本槍だったんですよ。それが3か月で理論武装されたかもしれないけど、投資した分をやらなあかんということを付け加えて、それで何とかなるだろうというふうに思われたかもしれないですけど、これはまた条例改定するときもありますから、この起債の関係の返還の見直しとかができないのかどうかも含めて議論したいと思っておりますけども、残り時間ですね、先ほど来、町長は住民の声を聞いててずっと言っはりますよね。住民の声って水道委員さんだけですか。そういうことですよ。町長にしてみれば水道委員さん以外は住民じゃないということだと思っております。この4年間、5年間、ずっと水道委員さんだけの話だけ聞いてきて、住民代表だから聞いているんだという、そういうことでしょう。

住民の意見を聞いて是非を問うという点では、この4月の町長選挙がありましたよね。住民に訴えるんだから、これは絶好の機会ですよ。町長は選挙で水道料金値上げの必要性について一言も触れられてないんですよ。はがきだってビラだって見ましたけど、一番強調されていたのは京都府との協調ですよ。太いパイプ、全然生かさ

れてないので残念ですけどね。

当選した年にこれだけの大きい値上げを提案されてますよね。それをするんだったら堂々と訴えればよかったじゃないですか。要はこれはだまし討ちっていうことですか。これは町民に対する信義に反するんじゃないですか。一つもそんなことを訴えずに、通ったら、はい、値上げしますと。住民の声を聞いてきたと言われますけど、信義に反するんじゃないですか。

それをお聞きしたいのと、私がさっき聞いたんは、6月議会以降にどうされましたかって聞いたんですよ。4年前の話は聞いてないんですよ。最低でも丁寧な情報提供を行って、こんなことを出す前にパブリックコメントなど広く住民の声を聞くことがまず必要じゃないですか。

この4年間で5、6回の水道委員会を開いただけで時間をかけてきたと言いますが、町長の言われる住民で、先ほども言いましたけど、4、5人の水道委員さんだけですか。それ以外は住民でないんですか。

6月議会以降でも3か月もあったんだから、その気があれば、昨日、小西議員が言ったように、ローソン前で何とかせいとも言いませんけど、幾らでも声を聞けたでしょう。それもせずに密室で決めてるじゃないですか。これも6月議会で言いましたよね、公開しなさいと言いましたよね。それもせずに6月中にさっさと決めてるじゃないですか。これで住民の声を聞いてきましたなんて胸を張って言えるんですか。先ほど言われましたよね、まちづくり全体のことを考えてやってるんだと。そんだけ大事な問題だったら、先ほど言ったような、せめてパブコメをやるとか、声をちゃんと広く聞くとかいうことをしてから提案するのが筋じゃないですか。それもせずにこの議会でそんだけの条例を出すなんていうことはあり得ないと思いますよ。本当に住民の声を大事にすると、寄り添うんだと言うんだったらそれぐらいやったらどうですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

二つのことで答えます。

最初に、最後の質問に答えますけども、まちづくりについて方向、そして、今、町長選挙に訴えられましたけども、まちづくりの方向、どの範囲で訴えていくか、これはそのときいろいろと考えて、住民に必要なことを訴えてまいります。そのときに入ったか入ってないかというのは、コアな部分でいろんな面がありますが、そういう一つ一つの言葉に触れてない面がありますが、いわゆる和東町はこれからも維持し得る、そういうまちづくりにしていかなきゃならん、そういう中に入っているものがたくさんあるわけです。

それと、選挙で住民から託されまして当選させていただきました。そして、託されて、もしその内容が違ってきたら、あとの住民の評価も受けなきゃならん。だから、そういう中で二面性があるということ。和東町のこれからのまちづくり全てにおいて選挙に訴えて、そしてそれをやっていくんだと、こんなこと言葉ではありますけども、現実問題、難しいです。だから、いろんな面においてはですね、私は方向を訴えて、そして付託を受けたとっております。そして、その付託に応じて一つ一つ吟味しながらやっていく。

その判断は何かと言うと、和東町は将来まちづくりに存続し得るか、発展していくか、ここが大事です。その一つに水道は住民の生活に関わる大事なもので、この辺の維持は大事だと、こういう判断に立っているわけなんです。

もう一つは、住民の中には全部の声を聞いて、言うたら議会も一緒でしょう。総会があれば議会を置かなくてもいいんですけども、全住民の総会。しかし、代表制があったりする。そして、制度を設けてやっております。和東町もそういうことにはいきませんから、それぞれの水源の代表に集まっていただいて、聞くという、これも設置の条例に基づいておりますから、そういう方法も一つの方法であるわけなんです。その方法を取らせていただいたと、こういうことであります。あとは岡本議員が言われる

ように、住民がどういう評価をされるか、これはやっぱりついてくるもの、ここは私に責任があるんだと、このように理解しております。

もう1点付け加えておきます。

さっき何を言われたかと言うたら、制度を上げたら税金が滞納になって増えてくるばかりでしょう。それはおかしい。昨日の言うてる話を聞いていただいていると思います。

「不規則発言あり」

聞いてないけども、これは大事なことです、私のほうからも答えます。時間稼ぎじゃないです、大事な話でしょう。

現年度はなくしていくのに努力しました。そして、現在1名残っておる。99%まできておる。そしたら滞納が中心になってきますねと。だから、その滞納には、私、昨日、住民に寄り添ってという話をしました。うちの職員がお話しさせていただいて、そして、何年でどうしたら入れられるか、住民の人と納付の相談を十分させていただいて、そしてお互いに納得した上で協定を結んで、それを履行してもらっている。

また、履行できなければどうなんかな。その履行の内容によって、これはちょっとおかしいんじゃないかというときには給水停止の予告もいたしますけども、そして、いろいろ住民に寄り添ってしてます。だから、昨日の質問にもありましたように、滞納額が全部ゼロになったというのは、こんなんできないんです。滞納というのはどう解消していくか、そこに住民に寄り添ってやってるということで、増えてくる場合もありますけども、それはやっぱりその事情がありますので、そういうことでひとつご理解いただきたいと思っております。

だから、今、言われますように、先ほどポイントが合っていないという話ですけども、私はさっきからポイントは合ってると思っております。町長は何も答えてないというのは、そこは私にしてみれば、きちっと親切丁寧に答えてつもりですので、その点は十分ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時40分まで休憩いたします。

休憩（午前10時31分～午前10時40分）

○議長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3、認定第1号 令和2年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和2年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和2年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 令和2年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

認定第1号から第7号の提案理由を申し上げます。

令和2年度和東町一般会計ほか6特別会計の決算につきまして、地方自治法第23条第3項及び第5項の規定に基づき、監査委員の決算審査意見書及び関係書類をつけて提出するものでございます。

ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

お諮りいたします。

本決算審議につきましては、議員全員の10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの令和2年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について及び令和2年度和東町各特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件については、10人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第4、議案第35号 和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第35号の提案理由を申し上げます。

令和3年3月16日に工事請負契約を締結した和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約を変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めたく、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

それでは、私のほうから、議案第35号につきまして、朗読をもちましてご説明を申し上げます。

議案第35号をお開きいただきますようお願いいたします。

議案第35号

和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の
変更について

和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約を、下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

契約金額に係る部分中「5,717万8,000円」を「6,152万3,000円」に改める。

令和3年9月8日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきますようお願いいたします。

資料No.35をもちましてご説明申し上げます。

和東町体験交流センタートイレほか改修工事変更契約の概要

- 1 事業名：和東町体験交流センター耐震補強及び改修事業
- 2 工事名：和東町体験交流センタートイレほか改修工事
- 3 工事場所：京都府相楽郡和東町大字中地内
- 4 契約金額：5,717万8,000円を6,152万3,000円に変更
- 5 契約の相手方：岡田・山喜特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社岡田組 代表取締役 岡田吉博

- 6 契約の方法：地方自治法第234条の規定による一般競争入札
- 7 工期：令和3年3月25日から令和3年10月29日まで
- 8 支出科目：和東町一般会計

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(目) 4 活性化対策費

(節) 14 工事請負費

右のページに移っていただきますようお願いいたします。

工事変更箇所の資料でございます。

1 変更内容

施設利用者の配慮対策として正面玄関自動ドア取付工事の増、教育委員会事務室の雨漏り改修工事の増でございます。

2 変更工事費内訳

建築工事一式、当初2,689万9,000円を変更後3,124万4,000円でございます。

電気設備工事一式と機械設備工事一式につきましては、同額でございます。

建築工事におきまして、434万5,000円の増額となっております。

3 工事内容

正面玄関自動ドア取付242万6,000円、教育委員会事務室の雨漏り改修工事62万6,000円、経費等、内容につきましては、共通架設費・現場管理費・一般管理費の共通費といたしまして89万8,000円、消費税39万5,000円を合わせまして129万3,000円でございます。

合計434万5,000円でございます。

ページをおめくりいただきますようお願いいたします。

A3の図面4枚お付けさせていただいておりますので、ご説明申し上げます。

まず、施設利用者の配慮対策といたしまして、正面玄関自動ドア取付工事の増についてでございます。

1枚目図面の右側の下の箇所で赤く着色したところが正面玄関でございます。こちらの既存手動アルミ戸を自動ドアにする工事となります。

本年7月14日に使用されている教育委員会のほうより、アルミ戸の施錠に不具合が生じている旨の連絡がございました。確認をいたしましたところ、施錠がしづらく、

施錠は何とかできるものの、ドアの間に2センチほどの隙間が空き、きちっとは閉まらない状態にありました。当施設は各種団体の皆様、サークルの皆様の活動の場に、そして図書館もあり、たくさんの住民の皆様が利用されておられます。手動のため、開け閉めにご不便をおかけしていることも考えられ、また、避難所にも指定されている施設でございます。このたびの工事での変更をお願いするところでございます。

ページをおめくりいただきますようお願いいたします。

建具図といたしまして、自動ドアの図面を付けさせていただいております。

ページをおめくりいただきますようお願いいたします。

続きまして、教育委員会事務室の雨漏り改修工事の増についてでございます。

本年5月21日に使用されている教育委員会のほうより、事務室の天井から雨漏りしているとの連絡がございました。そのことにより教育委員会事務室の天井部より漏水が発生した原因を調べさせていただきました。

まず、少し施設の構造に関しましてご説明申し上げます。

図面の真ん中にごございます教育委員会事務局の事務室等につきましては、平成2年に増築されております。その際、元の施設にごございました北側の上部下土が残地のままの増築となっており、大屋根からの縦樋及び中継ドレインが建物内に覆い隠された状態となっております。図面にごございます上部中継ドレインと表記されているところがその箇所となります。この縦樋が原因ではないかと考察されたため、現場にて部分的に壁を撤去し、縦樋の状況を確認させていただきました。

ページをおめくりいただきますようお願いいたします。

断面図といたしまして、左側が現状となり、隠ぺい樋と表記され、薄く塗られている棒状のところ为先ほど申し上げました大屋根からの縦樋及び中継ドレインとなります。P Sと書かれたところにつきましてはパイプスペースとなり、配管のためのスペースでございます。

スコープカメラにより縦樋の内部を確認させていただきましたところ、下の縦樋の内

部に支障が生じていることが分かりました。専門的にはエフロレッセンスと言うそう
でございますが、白華現象の影響により、縦樋内部に鍾乳石のようなものが蓄積付着
し、そのために詰まりが生じ、豪雨の際には水がはけず、流れずに、中継ドレイン穴
よりオーバーフローし、教育委員会事務室の天井に雨水が流れ漏れてるという状況で
ございました。

図面右側が改修工法でございます。原因である縦樋を新たに露出配管とし、直接外
部へ雨水を流すというものでございます。

以上が変更に関します説明でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い
いたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今いろいろとご説明をいただきました。今回の追加工事について、特に入り口の自
動扉とかですね、そういったものはなぜ今なのかというところなんです、入り口の
サッシの不具合があったということなんです、それはいつ頃から不具合があったも
のなのか。

もっと言いますと、こういった改修を今やってるわけですから、自動化したいとか
いうのは、以前からそういった考え方はなかったのかどうか、なぜ今こういう改修が
必要なのかということだと思えます。

そこをお聞きしたいのと、雨樋に関しましても、たしか3月議会のときに屋上の雨
樋のかぶせをやっているんですよね。追加工事でやってますね。これは何のためにそ
のかぶせをやったのか。多分これは屋上の樋の詰まりかなと思えますが、そうした
詰まりがそこで発生していたとすれば、今回の雨樋の縦の部分の詰まりというのもそ
の時点で想像できるのではないかなというふうに思えます。ですから、そのときに

こういった調査をされたのか、なぜ、今の追加工事が必要なのかというところにちょっと疑問を感じるものですから、ご説明をお願いしたい。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、自動ドアの改修工事につきましては、高山議員が申されておりましたとおり、なぜ今なのかというところでございますが、こちらの改修工事に当たりましては、当初利用されている相楽東部広域連合のほうと改修等につきましては調整をさせていただいておりました。しかしながら、その際には自動ドアの改修についての話が出ていなかったようでございます。以前から図書館また子供さんたちが使われるということもあり、自動ドアが開けっ放しになってしまうという仕方ないことなのでありますが、問題がありまして、そこに動物が入るとか、そういう問題はいろいろあったようでございますが、自動ドアの改修までというところでは要望がなかったようでございます。

しかしながら、このたびの施錠の関係を機会に、先ほど申し上げましたとおり、たくさんの皆様がお使いになられている大切な施設でございますので、改修という形でご提案をさせていただいたところでございます。

2点目の雨漏りの関係についてでございますが、高山議員おっしゃられますとおり、昨年、令和2年度の改修工事の際、雨漏りの工事もいたしております。その際の工事につきましては、大屋根の軒樋の改修工事といたしまして、鋼板製の軒樋を錆落とし、清掃、下地調整のウレタン系マット防水などを行い、また屋上の長年堆積していました雑草、土を撤去し、軒樋の流水状況はととてもよく改善されました。

また、縦樋についての軒樋接続部の清掃も実施され、通水はすごくよく改善されたところでございました。

しかしながら、今回、通水性がよくなりましたことにより、縦樋に多くの水が流れ

込み、先ほど申し上げました白華現象による内部の詰まりが分かったところでございます。内部までの調査はそのときは至らなかったというところで、今回の事態となったところでございます。

○議長（岡田泰正君）

2番、高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今の入り口の自動扉にしても、連合と調整したけども、そのときは要望がなかったということなんですね。ただ私がお聞きしたのは、そのときからサッシの不具合は出たのではないですかと聞いているんですけどね。ですから、そういう施設を管理する上で、今回、耐震も含めてこういういろんな改修をしているわけですから、不具合なところを先に見つけて、それに手を打つというのは必要だと思うんですよ。そのときそのとき場当たりの、不具合が出てきたからこれをやりましょうということでは、例えば、高所でしたら、後で工事をしようとしたときに足場を組んだりしないといけないということも出てきたりするじゃないですか。そうすると、必要外の経費がそこにかかってくるわけですよ。最初にやればそういう準備を十分整えた上で同時期にやれるわけですから、そういう付随した費用というのも一括で済んでしまうということなんです。これが追加追加で来ると、やはりそういった同じ費用がそこにかさんでくるわけですから、やはり工事をされるときにはしっかりと計画を立ててやっていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

これからまた大きな工事も控えているわけですから、やはりそういった形で各施設、これから工事されるときには、そういったことを踏まえて十分研究した上で、なるべく経費が抑えられるようなやり方をお願いしたいなと思いますので、町長、いかがですか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまご質問いただきましたように、無駄な投資にならないように当初からきちっと調査をしてやるというのは非常に大事なことからいうふうに承りました。今回はこういうことであったわけなんです、これを教訓に、今ご質問がありました内容を十分踏まえて、気をつけてやっていきますので、後で後でというのやなしに、最初からどういうものかということをはっきり議論して、そして把握して、その設計当初から議論していくということは非常に大事かと思っております。そういう意味で、今回は屋根まで何で調査しなかったとか、いろいろ疑問な点が出てきたと、そういったことを真摯に受け止めながら今後に活かしていきたいと、このように思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質問ございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第35号 和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第35号 和東町体験交流センタートイレほか改修工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第36号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第36号の提案理由を申し上げます。

家電リサイクル法の対象品目の処理にかかります運搬・収集手数料におきまして、和東町手数料徴収条例の一部を改正いたしたく、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

それでは、私のほうから、議案第36号につきまして、朗読をもちましてご説明申し上げます。

議案第36号をお開きいただきますようお願いいたします。

議案第36号

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和3年9月8日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきますようお願いいたします。

和東町徴収条例の一部を改正する条例

和東町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第23号中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項第24号中「1,000円」を「900円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

右のページに移っていただきますようお願いいたします。

資料No.36をもちましてご説明申し上げます。

和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表を付けさせていただいております。

右側が現行、左側が改正後（案）でございます。

改正内容に際しまして少しご説明をさせていただきたく存じます。

新旧対照表にございます特定家庭用機器再商品化法につきましては、対象商品となりますのは、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の家電4品目と呼ばれるものでございます。役立つ部品や材料をリサイクルし廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための家電リサイクル法でございます。

平成10年5月に国会で成立し、平成13年4月1日より本格的に始まっております。このたびお願いいたします条例の一部改正は、この家電リサイクル法の対象製品の処理・処分にかかります運搬収集料に関するものでございます。

家電リサイクル法対象製品の処理・処分方法といたしましては、三つの方法がございます。

一つ目は、処分されたい対象製品を購入された家電販売店に引取りをお願いする。また、新しく買換えされる際は、その家電販売店に引取りを依頼することができます。その際、リサイクル料金と運搬収集手数料を家電販売店にお支払いいただくこととなります。

二つ目は、対象製品を経済産業省の機関において定められている指定取引場所に自ら持ち込むという方法でございます。その際は郵便局で事前にリサイクル券を購入していただくこととなります。リサイクル料金のみのご負担となります。

三つ目が、諸事情により、一つ目、二つ目の方法によることが困難である場合、役

場に持ってきていただく方法がございます。引取義務者の存在しない特定家庭用機器として、役場での引取りをしております。この役場での引取りに際しまして、運搬収集手数料が条例にのっているものでございます。また、その際には郵便局で事前にリサイクル券を購入していただき、対象製品とともに役場に持ってきていただくこととなります。

説明が長くなり申し訳ございません。

条例にございます第2条第1項第23号につきましては、役場に持ってきていただいた場合、役場から指定取引場所に運搬しなければなりません。役場から指定取引場所への運搬につきましては、業者と運搬委託契約を行い、業者委託をしております。現行は運搬手数料として対象製品1件当たり2,000円、持込みをいただいた方に役場にお支払いをいただき、役場から運搬委託業者にお支払いしております。

平成13年4月より家電リサイクル法が施行され20年が経過し、その際、運搬手数料の変更は行っておりませんでした。当時とは社会情勢も変わっております。運搬手数料につきましては、1件につき2,000円から2,100円に改正をお願いするものでございます。

第2条第1項第24号につきましては、諸事情があり、対象製品を役場まで持っていくことができないので、家まで取りにきてほしいという申出がありました際には、対象製品の収集ということを行っております。こちらは町職員において実施をいたしております。申出をされる方はお体のご不自由な方が主で、こちらの収集手数料につきましては、1件につき1,000円から900円に改正することとし、運搬収集手数料の合計としましては、現行と変わらないように配慮バランスすべく、併せて今回改正をお願いするものでございます。

最後に、令和2年度の実績といたしましては、テレビが4台、冷蔵庫が7台、洗濯機が3台、計14台の処分依頼が役場にごさいました。

また、説明の中で申し上げておりました指定取引場所についてでございますが、全

国的には多数ございますが、本町から比較的近い場所といたしましては、京都市伏見区、大阪府枚方市、奈良県大和郡山市にそれぞれ1か所ずつあるところがございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

これから質疑を行います。

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

今回の改定の内容自身は特にこれでいいというふうに思っているんですけども、関連してですね、これは家電リサイクル法の関係になりますので、いわゆるこれの趣旨としてはリサイクルをしていくということで大事な問題なんですけども、ただ、こういう手数料を消費者が負担するという仕組みが、結局、不法投棄などにどうしてもつながっていくということがずっと問題になっていると思います。特に、こういう和東のような山間地に不法投棄すると。いわゆる峠であるとか、また湯船の奥であるとか、そういういろんな清掃活動をするときにそういったことが目についたりとか、また、今そういう清掃をやっていただいている方も大変ご苦労いただいていると思うんですけども、その辺の町内でのそういった不法投棄の現状というのは今どのようになっていますでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

岡本議員がおっしゃいますとおり、本町につきましては、林道や山奥のほうの道がございますので、そちらのほうに度々不法投棄がございます。実態といたしましては、不法投棄があるところがございます。その際には町職員において回収等をさせていた

だいているところがございます。貼紙とかもちろんいたしますが、このリサイクル法につきましては、岡本議員のお話の中にもありましたとおり、リサイクル料金や収集運搬手数料があることによりまして、そういう不法投棄を招いているというのは、これも全国的に課題となっているところとお聞きしております。

しかしながら、リサイクル法に関しましては、リサイクル料金と運搬収集手数料は排出される皆様よりご負担いただくということが決まっておるようでございます、私もいろいろ近隣を調べさせていただいたところがございますが、大体の市町村につきまして運搬収集ですね、家まで取りに行くのは別としまして、一括といたしまして、収集運搬料金として3,000円を徴収されている市町村がほとんどでございます。

確かに、このことが不法投棄の要因となっていることは私も感じているところがございます。

以上といたします。

○議長（岡田泰正君）

7番、岡本議員。

○7番（岡本正意君）

もちろん不法投棄そのものを正当化していいということではないですし、そこは本当にモラルの問題にもなりますので、ないということが一番いいことなんですけども、例えば引っ越しとか、いろんな機会の上にそれを処分するとか、買い換えるとかいうときに、どうしてもやはり大きな負担になるというのは事実ですし、そういう中で、どうしてもそういうことになってしまうという一つのきっかけにはなっているのは否めないと思うんですね。

町長に最後お聞きしておきたいんですけども、やはりこの仕組み自身が、本来、買うときにそういうリサイクル料として値段に反映しているということであれば、売る側の責任といった意味でやっていくことがそういったものを事前に防いでいくという意味でも大変大事だというふうにずっと言われているんですけども、どうしても消費

者というか、使う側の責任ということでされてる部分があります。それはやはり製造者側の責任として上乘せして販売するということが、今後、環境を守っていくという点でも必要なことではないかというふうに思いますので、その辺、こういう不法投棄の大変多い町としましても、そういったことも含めた要望というのもぜひ国にも働きかけていただきたいと思いますと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かに、先ほどのリサイクル法で生まれてきた背景があったものですから、消費者側の責任ということでこうした形になっております。

今、言われますように、これはメーカー側の責任ということにすればそういった不法投棄も減るんじゃないかなろうかと。不法投棄というのは違法行為ですので、それは住民のご協力をいただかなきゃなりません、この責任の所在によっては大きく減らすことができるんじゃないかと、それはごもっともなご意見だと私も承っております。それが今、生まれてないというのは、これはなかなか容易なことではないのかなと。どちら側の責任でやるんだというところの問題ですので、なかなか容易ではないだろうと思うんですが、やはり住民の消費者側に立って考えていくなれば、そういった意見も要望もしていくことが必要かと思っておりますので、機会があればそういう方向で要望もしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田泰正君）

ほかに質問はございませんか。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第36号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第36号 和東町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました決算特別委員会は、来る9月14日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日は大変ご苦勞様でございました。

午前11時17分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 3 年 11 月 26 日

和東町議会議長 岡 田 泰 正

署名者

和東町議会議員 吉 田 哲 也

〃

和東町議会議員 井 上 武津男